

三井住友海上の iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称「イデコ」

iDeCoの3つの税制メリットを活用して 老後生活資金を準備しませんか？

iDeCo(個人型確定拠出年金)のしくみと税制優遇

- iDeCoは、3つの税制メリットを受けながら、老後生活資金の準備ができる制度です。
- 拠出した掛金を自分で運用し、その運用結果に応じた年金資産を原則60歳以降に受け取ります。
- 加入対象者は、65歳未満の公的年金加入者です。※1

税制メリット1 掛金が「全額所得控除」

掛金が全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、**所得税・住民税が軽減**されます。※2

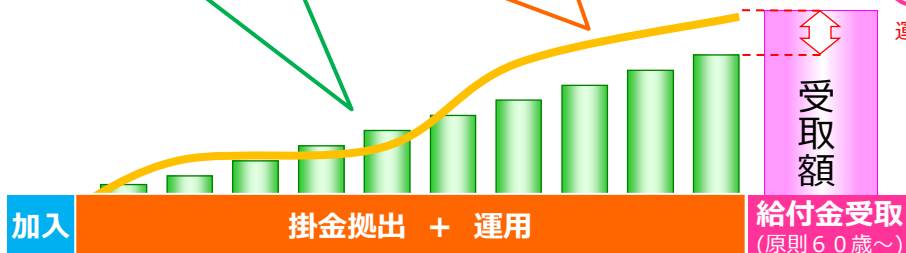
税制メリット2 運用益が「非課税」

通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、iDeCoの**運用益は非課税**です。※3

税制メリット3 給付金が「税制優遇」

老齢給付金の受け取り時、**一時金での受け取りは「退職所得控除」**年金での受け取りは「**公的年金等控除**」の対象となります。





運用結果により受取額は異なります



※1 一部例外的に加入できない場合があります。詳細は、下記「加入区分と掛金額」をご覧ください。 ※2 専業主婦(夫)等で所得のない方は所得控除が受けられません。 ※3 年金資産に対して特別法人税(1.173%)が課税されますが、現在は課税凍結中です。

加入区分と掛金額

掛金は、月額5,000円(最低掛金額、年額60,000円)以上限度額の範囲で、1,000円単位の任意の金額を設定します。掛金の拠出限度額は下表のとおり加入区分や企業年金の加入状況等により異なります。掛金額は年1回変更ができ、掛金の積み立てを中断・再開することもできます。

| 第1号被保険者 | 任意加入被保険者 | 第2号被保険者 | | 第3号被保険者 |
|--|---|--|-------------------------|---|
|  自営業者等 |  国民年金に任意加入している方※1 | 会社員・公務員※2等  | |  専業主婦(夫)等 |
| 月6.8万円※4(年81.6万円) | | 勤務先の企業年金制度※3 に加入していない | 勤務先の企業年金制度※3 に加入している | |
| | | 月2.3万円(年27.6万円) | 月2万円※5 | 月2.3万円(年27.6万円) |

※1 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方または日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方で、老齢基礎年金を満額受給するため等の理由で国民年金に任意加入している方を指します。 ※2 公務員等とは、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入員を指します。 ※3 企業年金制度とは、企業型確定拠出年金(企業型DC)、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および公務員の退職等年金給付(共済)を指します。 ※4 iDeCoの掛金と国民年金の付加保険料または国民年金基金の掛金を合算しての限度額です。 ※5 掛金の限度額は、月額5.5万円から「企業型DCの事業主掛金額」と「企業型DC以外の企業年金制度の掛金相当額(「DB等の他制度掛金相当額」といいます。)の合計額を差し引いた残額(上限2万円)となります。この残額がiDeCoの最低掛金額の月額5千円に満たない場合はiDeCoに加入できません。なお、企業年金制度に加入している第2号被保険者(公務員等を含む)は、掛金の納付方法として「年単位拠出(任意に決めた月にまとめて納付すること)」を選択できないため限度額の年額は表記していません。

<ご留意事項> 次のいずれかに該当する方はiDeCoに加入できません。

- 国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(障害基礎年金を受給している方等を除く)
- 農業者年金の被保険者
- iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給しているまたは受給したことがある方
- 老齢基礎年金、老齢厚生年金を繰上げ受給している方
- 企業型DCに加入している方のうち、事業主掛金が年単位拠出となっている、または企業型年金加入者掛金(マッチング拠出)を利用している方

運用商品ラインアップ

三井住友海上のiDeCo（三井住友海上個人型401kプラン（クリエイトコース））の運用商品は以下の16商品です。

元本確保型商品

| | | |
|----|----------------|----------------|
| 預金 | 三井住友信託DC変動定期5年 | 三井住友信託DC固定定期5年 |
|----|----------------|----------------|

投資信託

| 国内株式 | 外国債券 |
|------------------------------------|-----------------------------|
| DC・ダイワ・ストックインデックス225（確定拠出年金専用ファンド） | DC外国債券インデックスファンドL |
| トピックス・インデックス・オープン（確定拠出年金向け） | 野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け） |
| フィデリティ・日本成長株・ファンド | 不動産投資 |
| 三井住友・バリュー・株式年金ファンド | 野村J-REITファンド（確定拠出年金向け） |
| 国内債券 | 資産複合 |
| 三井住友・日本債券インデックス・ファンド | 三井住友・ライブビュー・バランスファンド30（安定型） |
| 外国株式 | 三井住友・ライブビュー・バランスファンド50（標準型） |
| 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド | 三井住友・ライブビュー・バランスファンド70（積極型） |
| 大和住銀DC海外株式アクティブファンド | 野村DC運用戦略ファンド（愛称：ネクスト10） |

手数料

iDeCoでは、手数料をお客さまご自身にご負担いただきます。三井住友海上のiDeCoにおける手数料は次のとおりです。

| 加入者に関する手数料 | | 掛金を拠出する方 | |
|-------------|-----------|------------------------------|---------------|
| 種類 | 支払先 | 金額（消費税込） | 支払方法 |
| 加入手数料（初回のみ） | 国民年金基金連合会 | 2,829円 | 初回掛金から差し引かれます |
| 管理 手数料 | 事務手数料 | 国民年金基金連合会 | 105円※2 |
| | 事務委託先手数料 | 事務委託先金融機関（信託銀行）※1 | 月66円 |
| | 運営管理手数料 | 運営管理機関（三井住友海上火災保険） | 月311円 |
| | | 〈合計〉※3 月482円 （年5,784円） | 掛金から差し引かれます |

| 運用指図者に関する手数料 | | 掛金を拠出せず、それまでに積み立てた年金資産の運用のみを行う方、年金受給中の方 | |
|--------------|-----------|---|----------------------------------|
| 種類 | 支払先 | 金額（消費税込） | 支払方法 |
| 加入手数料（初回のみ） | 国民年金基金連合会 | 2,829円 | 企業型年金からの移換がある場合に 移換金から差し引かれます |
| 管理 手数料 | 事務委託先手数料 | 事務委託先金融機関（信託銀行）※1 | 年792円 |
| | 運営管理手数料 | 運営管理機関（三井住友海上火災保険） | 年3,624円 |
| | | 〈合計〉 年4,416円 | 毎年3月末に年金資産から 差し引かれます |

※1 詳細はスターターキットをご確認ください。

※2 掛金拠出1回あたりにかかる額であり、掛金を拠出しない月はかかりません。掛金を毎月・定額拠出としない場合の取扱いはスターターキットをご確認ください。

※3 掛金を拠出する月の月額、および、掛金を毎月拠出する場合の年額を例示しています。

● 上記のほか、給付金を受け取る際に給付1回あたり440円（消費税込。以下、同じ）、還付（iDeCo掛金を拠出した月に国民年金保険料が未納であった場合等）に加入者へ掛金相当額を返還すること1回あたり1,488円がかかります。

● 上記以外の費用として、投資信託の保有にかかる信託報酬があります。また、運用商品により、買付時や売却時に信託財産留保額がかかる場合があります。

ご加入いただく際に 必ずご留意いただきたい点

受取金額は運用結果によって異なります。

60歳前の中途引出しは原則できません。

手数料は掛金または年金資産から差し引かれます。

お申し込み手続き

iDeCo専用サイト



三井住友海上確定拠出年金コールセンター

0120-168-401（無料）

[受付時間] 平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00
（祝日・年末年始は休業させていただきます）

お電話の際には左記取扱店名をお伝えください。

取扱店名：有限会社専保
運営管理機関：三井住友海上火災保険株式会社

QRコードが読み取れない場合は、アドレスを直接入力ください。
<https://dc-401k.jp/public/seminar/view/44?bc=MSI0010800>

■ この資料は、個人型確定拠出年金のご案内を目的として作成されたものです。ご加入および運用商品の選択等にあたっては、運営管理機関が提供する資料をお読みのうえ、ご自身でご判断ください。

■ この資料に記載されている確定拠出年金等に関する制度内容・税制・その他取り扱い、および意見等は、あくまで作成時点のものであり、その後の法令の改定や環境・状況の変化等により変更することがあります。